

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月2日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第1号

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員住宅の名称	所管校長
雲ヶ畑小学校職員住宅	雲ヶ畑小学校長
大原小学校百井分校職員住宅第1棟	大原小学校長
大原小学校百井分校職員住宅第2棟	
大原小学校尾見分校職員住宅	
花背小学校職員住宅第1棟	花背小学校長
花背小学校職員住宅第2棟	
花背小学校職員住宅第3棟	
花背小学校職員住宅第4棟	
花背小学校職員住宅第5棟	
花背小学校職員住宅第6棟	
花背小学校職員住宅第7棟	
花背小学校職員住宅第8棟	
花背小学校職員住宅第9棟	

花背小学校職員住宅第10棟	
花背小学校職員住宅第11棟	
大原中学校尾見分校職員住宅第1棟	大原中学校長
大原中学校尾見分校職員住宅第2棟	
花背中学校職員住宅第1棟	花背中学校長
花背中学校職員住宅第2棟	
花背中学校職員住宅第3棟	
花背中学校職員住宅第4棟	
花背中学校職員住宅第5棟	
水尾小学校職員住宅	嗟峨小学校長
宕陰小学校職員住宅第1棟	宕陰小学校長
宕陰小学校職員住宅第2棟	
宕陰小学校職員住宅第3棟	
宕陰小学校職員住宅第4棟	
京北第一小学校職員住宅第1棟	京北第一小学校長
京北第一小学校職員住宅第2棟	
周山中学校職員住宅第1棟	周山中学校長
周山中学校職員住宅第2棟	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)